

香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金支給要綱

令和8年1月14日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等により、物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物輸送の維持を図るため、次条に規定する者に対して、県が予算の範囲内において支給する、香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業者)

第2条 支援金の対象事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年12月1日時点で、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に定める一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営み、県内に本社又は営業所を有する者とする。
- (2) 支給申請時に（1）に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思があること。

(支給額)

第3条 支給額は、令和7年12月1日現在で支援対象事業者が事業に使用する車両の数に応じて算定するものとし、その対象車両及び単価は別表のとおりとする。

(支給申請)

第4条 支給を受けようとする者は、令和8年2月2日から令和8年3月19日までの間に、香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金申請書兼請求書（様式第1号）に次に定める書類を添付して、郵送等により、知事に提出しなければならない。

- (1) 香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金車両内訳書（様式第1号別紙1）
※営業所を複数有している場合は「複数営業所用 車両台数集計表」（様式第1号別紙2）を併せて提出
- (2) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書の控え等の写し
※紛失等により提出できない場合は、（6）に規定する同意書（様式第3号）を提出
- (3) 支援対象となる全車両の「自動車検査証」の写し及びその自動車検査証に対応する「自動車検査証記録事項」の写し（令和7年12月1日現在で有効期限内のものであること）
※車両の買い替え等により令和7年12月1日時点の「自動車検査証」の写し及びその自動車検査証に対応する「自動車検査証記録事項」の写しを提出できない車両がある場合は、買い替え等の後の車両の「自動車検査証」の写し及びその自動車検査証に対応する「自動車検査証記録事項」の写しと（6）に規定する同意書（様式第3号）を提出

(4) 誓約書（様式第2号）

(5) 支援金の振込先口座を確認することのできる書類

(6) 貨物自動車運送事業に係る運輸局への照会に関する同意書（様式第3号）

※紛失等により（2）に規定する許可書又は届出書の控え等の写しを提出できない場合や車両の買い替え等により（3）に規定する支援対象車両の令和7年12月1日時点の「自動車検査証」の写し及びその自動車検査証に対応する「自動車検査証記録事項」の写しを提出できない場合のみ。

(7) その他知事が必要と認める書類

（支給対象外となる場合）

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

(1) 香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれかに該当する者

(2) 過去に既に次条の支給決定を受けた者

(3) 前各号に定めるもののほか、支給することが適当でないと知事が認める者

（支給決定）

第6条 知事は、第4条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金の支給又は不支給を決定し、当該申請をした者に通知する。支給を決定したときは、香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金支給決定及び振込み通知書（様式第4号）により、給付しないことを決定したときは香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金不支給決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 第4条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による支給決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（支給）

第7条 知事は、前条の規定による支給の決定をした日から30日以内に口座振替の方法により支援金を支給する。

2 知事は、前項の審査において支給要件の確認のために必要があるときは、関係機関へ問い合わせることができる。また、知事は、必要に応じ申請者に通知をしてその補正を求めることができる。

（不備の場合の取り扱い）

第8条 申請書の記載事項に不備等があり、前条第2項後段の規定により知事はその確認等に努めたにもかかわらず、知事が指定する日までに当該記載事項の補正等が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により支援金の給付の決定ができなかったときは、申請者は、当該指定する日の翌日において支給の申請を取り下げたものとみなす。

2 給付の決定を行った後に、当該申請における振込先口座情報の不備等のために振込不能等となり、知事はその確認等に努めたにもかかわらず、知事が指定する日までに当該不備等の補正が行われず、

申請者の責めに帰すべき事由により支援金の支給ができなかったときは、申請者は、当該指定する日の翌日において支給を辞退したものとみなす。

(申請の取下げ)

第9条 支援対象事業者は、第7条の支援決定の通知を受けた場合において、支給の決定の内容に対して不服があり、支援金の支給の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 第8条第1項及び第9条第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の支給決定は、なかったものとみなす。

(支給決定の取消し又は変更)

第10条 知事は、支援対象事業者が偽りその他不正の手段により支給決定を受けた場合は、第6条の規定による支給決定の取消し又は変更をすることができる。

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨を当該支援対象事業者に通知する。

(支援金の返還)

第11条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて、その部分について支給した額の返還を支援対象事業者に命ずるものとする。

(加算金)

第12条 前条の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第13条 第11条の規定により支援金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表 (第3条関係)

支援区分	1台あたり 支給額	自動車検査証の記載事項				
		自動車の種別	用途 ^(注)	自家用・事業用の別	使用の本拠の位置	使用者の氏名又は名称
普通貨物自動車	30,000円	普通	「貨物」 又は 「特種」	事業用	香川県内の 住所であること	申請者と同一の 個人または法人
小型貨物自動車	20,000円	小型				
軽貨物自動車	10,000円	軽自動車				

^(注)軽自動車については、自動車の用途が「乗用」である場合でも、備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供するものとする」の記載がある場合は対象とする。

※ 被けん引車及び原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外とする。

※ 支給額は、令和7年12月1日現在で支援対象者が事業用に登録し、使用する車両の数に応じて算定する。

香川県知事 殿

香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金申請書兼請求書

香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者の情報

所在地	(〒 -)
申請者 法人名又は個人事業主氏名	
代表者職名・氏名	
担当者所属・職名・氏名	
連絡先電話番号 (平日の申込可能なもの)	()
許可事業の種類	<input type="checkbox"/> 一般貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 特定貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 貨物軽自動車運送事業

申請書類等に関する、事務局からの問い合わせに対応できる方

2 支給申請額

車両種別	申請額の計算	左の計算結果
普通貨物自動車	車両1台当たり3万円× _____台	円
小型貨物自動車	車両1台当たり2万円× _____台	円
軽貨物自動車	車両1台当たり1万円× _____台	円
合計額		円

支給申請額	円
-------	---

3 振込口座

※申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

フリガナ						
口座名義						
金融機関名	本支店、出張所等名			預金種目 (いずれかに✓)		
				当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	
口座番号 (左詰め)						

添付書類

- 香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金 車両内訳書 (様式1号 別紙1)
※複数営業所がある場合「複数営業所用 車両台数集計表」(様式1号 別紙2)も併せて添付
- 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書の控え等の写し
★紛失等により提出できない場合は、(6)の同意書(様式第3号)を提出
- 支援対象となる全車両の「自動車検査証」の写し及びその自動車検査証に対応する「自動車検査証記録事項」の写し(令和7年12月1日現在で有効期限内のものであること)
★車両の買い替え等により提出できない車両がある場合は、買い替え等の後の車両の「自動車検査証」の写し及びその自動車検査証に対応する「自動車検査証記録事項」の写しと(6)の同意書(様式第3号)を提出
- 誓約書(様式第2号)
- 支援金の振込口座の通帳等の写し
- 貨物自動車運送事業に係る運輸局への照会に関する同意書(様式第3号)(★の場合のみ)
- その他知事が必要と認める書類

複数営業所用 車両台数集計表

法人名 <small>※個人事業主は、個人事業主名</small>	
--------------------------------------	--

	営業所名	台数		
		普通貨物自動車	小型貨物自動車	軽貨物自動車
(例)	観音寺営業所	10 台	5 台	3 台
1		台	台	台
2		台	台	台
3		台	台	台
4		台	台	台
5		台	台	台
6		台	台	台
7		台	台	台
8		台	台	台
9		台	台	台
10		台	台	台
合計		台	台	台

× 単価 @30,000 @20,000 @10,000

支援金額		円	円	円
	合計	円		

【誓約書】

香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

また、香川県が暴力団排除に必要な場合には、香川県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

- ・ 香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金申請書兼請求書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・ 事務局から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、国・県・（一社）香川県トラック協会（以下「協会」）・事務局等が行う訪問調査に協力します。
- ・ 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類の提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- ・ 国税及び県税に未納はありません。
- ・ 申請日時点において、要綱第2条（1）に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思があります。
- ・ 要綱第2条に掲げる要件を満たし、支援金は要綱第1条の趣旨に基づき、事業を継続する用途に使用します。
- ・ 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。

香川県知事 殿

令和 年 月 日

代表者職名・氏名

※申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名すること。

※法人の場合は、代表者の自筆に代えて代表者印の押印でも可とする。

令和 年 月 日

香川県知事殿

貨物自動車運送事業に係る運輸局への照会に関する同意書

香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金の申請に際し、下記事項について、県から四国運輸局に対し照会することに同意します。

記

	照会事項	照会に同意する事項に○印を付すこと
1	貨物自動車運送事業に係る許可及び届出等の有無	
2	車両の買い替え等により令和7年12月1日時点の自動車検査証を提出することができない車両の登録等の状況	

申請者

代表者職名・氏名

（注意）

- ・申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。法人の場合は、代表者の自筆に代えて代表者印の押印でも可とします。
- ・照会の回答まで日数を要するため、支援金の振込にお時間をいただくこととなります。
- ・運輸局の回答結果によっては、支援金が不支給となる場合があります。